

和歌山県立

もん じょ かん

# 文書館だより

第11号 平成14年9月



友ヶ島第2砲台▲



▲友ヶ島第3砲台  
(後方通路と弾薬庫)



友ヶ島第4砲台▶  
(砲座間の地下道)

風景の歴史②

友ヶ島の砲台

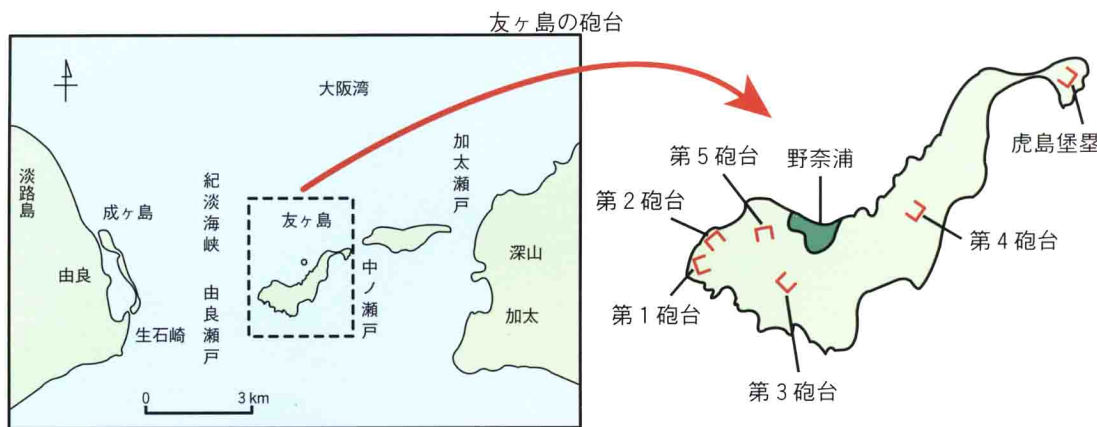
紀淡海峡に浮かぶ友ヶ島は、出入りの多い海岸線と、いくつかの小渓谷に刻まれた変化に富んだ地形を持つ周囲8kmの無人島で、美しい景観と多彩な動植物に恵まれた自然の宝庫となっています。また、島の頂上付近や西側にはレンガ作りの砲台跡が残り、この島がかつて要塞の島であったことを今に伝えていきます。現在、かえりみられることも少なくなりましたが、日本の近代史に大きな足跡を残した由良要塞の面影を色濃く残している友ヶ島を、浄法寺朝美の『日本築城史』をもとに訪ねてみましょう。

紀淡海峡を守る由良要塞

富国強兵を押し進める明治政府にとって、沿岸防備が大きな課題であったとはいえ、当初は新国家建設に忙殺され、その余裕すらありませんでした。明治10年西南戦争の終結により、ようやく内乱の危機が去り、幕末以来の懸案に正面から取り組めるようになりました。

まず、首都を守る東京湾要塞の建設が明治13年に始まり、20年の対馬要塞・下関要塞に続いて、22年3月由良要塞建設工事が着工されました。

従来より、東京湾要塞について、京阪神を守る由良要塞が重要視されてきましたが、清国との外交関係悪化により対馬・下関要塞の建設が急がれたのです。



由良要塞は、大阪湾への外国艦船侵入航路となる紀淡海峡の由良瀬戸・加太瀬戸・中ノ瀬戸と鳴門海峡を封鎖する目的で築かれたもので、淡路島の由良地区、鳴門（福良）地区、和歌山県の友ヶ島地区、加太・深山地区に強力な要塞砲を備えた沿岸砲台群から成っています。

由良要塞（友ヶ島地区）の砲台群

砲台名	砲台工事期間	砲据付工事期間	備砲費(円)	砲種	首線	射界
友ヶ島第1砲台	M22.9～23.11	M29.1～29.10	291,900	27K×4	SW55°	270°
友ヶ島第2砲台	27.8～31.4	31.9～31.12	305,300	27K×4	NW30°	200°
友ヶ島第3砲台	23.10～25.5	28.9～29.6	140,500	28H×8	SW35°	360°
友ヶ島第4砲台	23.11～25.5	28.12～32.12	119,000	28H×6	SE40°	360°
友ヶ島第5砲台	36.10～37.8	37.9～37.11	84,000	12速K×6	NW10°	160°
虎島堡壘	28.10～30.2	34.9～34.11	36,400	9速K×4	SE50°	360°

27K：27センチカノン砲、28H：28センチ榴弾砲 浄法寺朝美『日本築城史』により作成

明治22年3月、由良地区の生石山第3砲台の着工から39年5月、加太・深山地区の田倉崎砲台の備砲完了まで、17年の歳月を要した大事業でした。当初鳴門要塞は独立して建設されましたが、明治36年に由良要塞に統合されました。由良地区は8砲台・3堡壘、友ヶ島地区は5砲台・1堡壘、加太・深山地区は5砲台・4堡壘、鳴門地区は3砲台・1堡壘砲台から成っており、計142門の火砲が配備されていました。

砲台の建設費は235万8千4百円、火砲の購入・据え付け費用は366万7千4百円で、由良要塞の整備に600万円もの経費がかかりました。明治22年度



24センチカノン砲の砲身  
州市由良の砲台公園（生石山第3砲台跡）

から38年度までの17年間の和歌山県歳出決算額の合計は991万7千円となり、年によって変動がありますが、和歌山県財政と比較して、6割強の費用を要したことになります。3つの海堡を設置した東京湾要塞は別格としても、明治期国内に設置された10要塞中2番目に大規模な要塞でした。

要塞司令部と要塞を守る由良要塞砲兵連隊は、明治29年に淡路島の由良町に設置されました。また翌年、深山には第三大隊が分屯し、40年には重砲兵第三連隊第一大隊と改称されました。

紀淡海峡中、幅3・5kmと最も艦船の航行が容易な由良瀬戸に面し、生石崎から成ヶ島までの南北4kmの区間に8つの砲台を置き、48門の火砲をズラリと並べた淡路島の由良地区が名実ともに由良要塞の中心でした。日露戦争が終結し、軍

事的緊張が緩和されつつあった明治44年に重砲兵連隊本部が由良から本土側の深山に移転しました。

### 強力な沿岸砲台

沿岸砲台は、恒久的防御施設として海防の拠点に構築されたもので、砲台といっても、大砲だけがでんと据えられているのではなく、観測所・電灯所・弾薬庫・宿舍等多くの施設からなる頑強に作られた要塞です。観測所は砲台の司令塔にあたるところで、敵艦船の位置・速度・進路等を計測し、砲手に攻撃の指示を出します。電灯所には夜間敵艦船を見張るための探照灯用の自家発電設備を備えています。

堡壘とは、背面からの砲台攻撃に備えるもので、口径の小さい9センチカノン砲が配備されました。加太・深山地区の

4堡壘は平時には、備砲していません。

堡壘中最も重要な

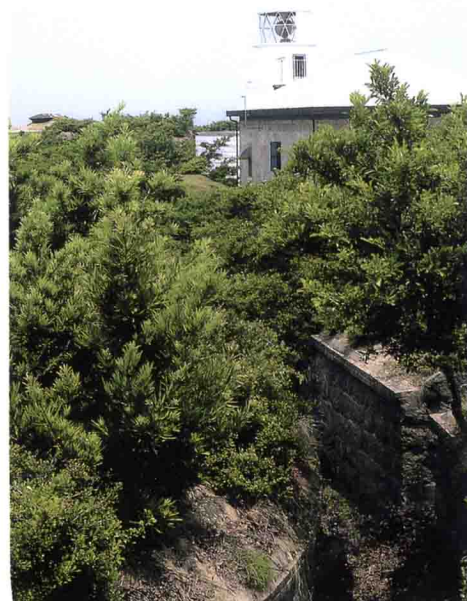
役割を持たされたのは友ヶ島地区の虎島堡壘です。狭い島の中に5つの砲台が置かれた日本一の要塞 島友ヶ島にあつて、最も守りの弱い東端部の虎島付近からの敵兵上陸に備えたもので、9センチ速射カノン砲4門を配備していました。鳴門地区の柿が原堡壘砲台は由良要塞でただひとつの堡壘砲台として6門の28センチ榴弾砲を配備するとともに、4門の9センチカノン砲で鳴門地区の全砲台の背面防御も担いました。

幕末期、全国の沿岸に築かれた台場の火砲とは異なり、明治期の沿岸砲台に配備された火砲は強力で、欧米先進国や清国・ロシア艦船の艦載砲とほぼ互角でした。よほど火砲の能力に差がない限り、数打てば当たる式の艦砲射撃は、観測所を備え照準が常に正確な大地に固定された沿岸砲の敵ではありません。爆撃機も潜水艦もないこの時期、島国日本にとって沿岸砲台は完璧な国土防衛施設となりました。

友ヶ島第1砲台

### 友ヶ島第1砲台

沿岸要塞のうち最も早く建設工事が始められた東京湾要塞については、東京湾口となる浦賀水道に防衛網を構築すると



第1砲台（左翼観測所から弾薬庫への塹壕）

いう軍事的理想に当時の国力・技術力が追いつかず、かなめの施設となる第2・第3海堡建設が難航していました。

一方、由良要塞建設は順調に進み、明治29年末には、中核砲台である友ヶ島第1・第3砲台、生石山第1・第2・第4砲台の備砲も完了していました。

この5砲台に据え付けられた火砲は、28センチ榴弾砲20門と砲身が8m、射程も1万mを越す明治期最大の要塞砲27センチカノン砲8門の計28門でした。これらの巨砲がそれぞれ首線を由良瀬戸に向けていたため、敵艦船の通常航路からの大阪湾侵入が不可能となりました。

友ヶ島第1砲台は、由良瀬戸を通る敵艦船を攻撃するには絶好の位置となる友ヶ島西端の標高40mの断崖上にある砲台で、防衛つきの27センチカノン砲4門が配備されていました。首線は南西方向ですが、射界は270度あり、由良瀬戸全域を砲撃できます。

また、海峡に面して横一列に4つ並んだ円形の砲床跡の両翼には、頭部だけが

地上に出た観測所が残っており、その細い窓から紀淡海峡が一望のもとに見渡せます。海峡を隔てて向かい合っていたのは、成ヶ島の高崎砲台（24K×8）です。ハマボウ群生地知られる天の橋立のようなかたちの成ヶ島には、幕末期にも大規模な台場が築かれていました。

友ヶ島第1砲台は、海岸低地の第2砲台や高崎砲台と較べて、大口径カノン砲台としての立地条件に恵まれていました。それでも着弾すればひとまもりもない弾薬庫は地下に設けられ、今も原形を留めています。

今回は、日露戦争と沿岸砲台の関わり

（森脇義夫）



第1砲台（右翼観測所から紀淡海峡・淡路島）

# 紀州藩はなぜ財政再建に失敗したか

(県)史(コ)リ(カ)リ⑤

## 借金地獄

前号の「藩財政をみれば武士がわかる」では、紀州藩十一代藩主斉順の時期、弘化元年（一八四四）の歳出を検討しました。この年の歳出は三九万九千両、その七一パーセント、二七万八千両は藩主の消費や家臣への宛て米にあてられ、二二パーセント、八万八千両が役所経費として領内の政治に使われたに過ぎませんでした。年貢等の収納が三七万三千両でしたから、ここまでならば財政はわずか七千両ほどですが、黒字だったのです。

ところが、このほか歳出には、その七パーセントをしめている借財の返済金二万八千両があり、しかもこのうち二万二千余両は、大名貸しである三井家・鴻池家などからの借財に対する利子の支払いでした。このため、財政は一転赤字となり、この不足分を穴埋めするために、藩は大名貸しなどから再び借財をしたのです。

新たな借財で古い借財の元本を返したとしても問題なのに、利払いのために新たに借財をしているのです。これでは借財は増大し、財政はますます悪化します。これ以前の二〇年位の間にも四十二万両、やはり年平均二万両ほどの借財が続いています。紀州藩は借金地獄に陥っていたのです。

## 緊縮財政

問題なのは、これが立て直しを進めている時期の財政だという点です。財政再建の基本は、歳入を増やす一方で歳出を押しさえ、生まれた余剰で借財を返済して行くことです。奥の手として、借財を直接減らす方法もあります。

斉順が藩主となった文政七年（一八二四）以降、この弘化元年までの二〇年間、藩は何とか財政再建を果たそうとしました。まず歳出の圧縮ですが、天保二年（一八三一）に家臣に対し節約令を出しています。家臣に節約生活を送らせることは藩財政に直接影響があるわけではなく、米・切米を減らす浮置政策を成功させるためには、前提的に家臣の消費をおさえておかなければならなかったからです。

この時には天保九年から五年間、恐らく二五パーセント程度の浮置が行われました。家臣への支給米が歳出の五五パーセントをも占めているのですから、これを圧縮することは財政再建にとって影響の大きな政策です。そのため、浮置は頻繁に実施されています。弘化元年の歳出でも、家臣への支給米を計算すると二五パーセントほど減額されていますから、記録には書かれていないものの、この年も浮置を実行していたことは間違いありません。

「南紀徳川史」一一二。  
紀州藩は格式を保つため、この時家臣は減らしませんでした。浮置だけでは、財政への効果は限られたものでした。

## 藩主の放漫

通常このほかに、藩主とその一族も率先して節約し藩内に範を示すのですが、この將軍家から紀州藩に養子に入った斉順は、藩内には節約を迫りながら、自分は贅沢な暮らしを送り豪華な別邸湊御殿（現和歌山市）も造営するなど、緊縮財政とは裏腹な生活を送ったようなのです。紀州藩からすれば、この養子はとんでもない人物だったのです。もともと、前藩主で隠居の治宝が藩政を牛耳っていましたが、斉順としては憂さを晴らしていたのかも知れません。

## 税の体系

財政の再建策としては次に収納を増大する方法が考えられます。収納はその七九パーセントを年貢等に依存しているわけですから、年貢率を六、七パーセント上げれば年間二万石（両）の増収になります。しかし、このころには百姓の力が強くなっていますから、そう簡単に年貢を増やすわけにもいきません。だがどうも、そういう理由からではなく、藩が商業に取り組んだのです。

旧来、米年貢を中心に、畑作物も年貢を取り、海・山からの産物は小物成という税を徴収していました。たとえば、漁師からは加子米をとり、海・山の産物には二歩口銀を掛け、また、産物諸運上と

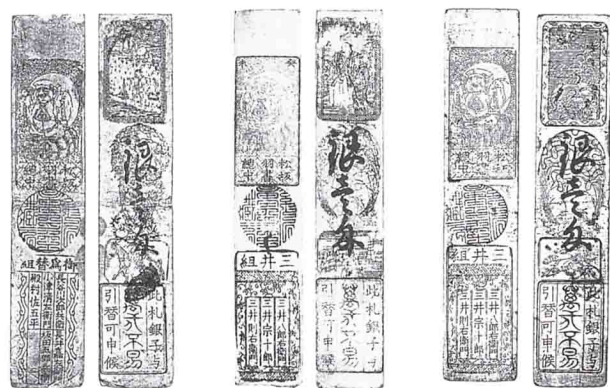


小畑の御仕入役所跡倉庫（現野上町）。小畑役所は嘉永6年（1853）に設立された。

して魚漁運上・材木運上・茶運上などをとっていました。安政三年（一八五六）から慶応元年（一八六五）の平均では小物成合わせて年一万二千両ほど、歳入全体の三パーセント程度を占めています。税体系はこれで完結していたのです。もともと小物成は統一した税体系があったのではなく、その時々々に個々の税制が作られ、それが複雑に入り組み、二歩口銀の場合に至っては二歩口役所の役人の判断に任されているというほどのものだった（『南紀徳川史』一一二）。

## 御仕入方

ところが、時代が進むにつれて、畑や海・山の産物、その加工品の中から商品として価値を持つものが急激に増え、商業が発達してきます。だからこそ、紀州藩のみならず諸藩は商業に着目します。



文政一匁札のかずかず（それぞれ右が表、左が裏）。右の二枚の札元が三井家、左が松坂御為替組（紀州古泉会編『紀州貨幣史の研究』より）。

ところが、税制全体を見直し成長産業を取り込む形で税を掛けていくのではなく、紀州藩も藩専売制を採用、前藩主の代、文化三年（一八〇六）ごろから御仕入方という組織によって、自ら商業にのりだします。

炭・寒天・酒・紅花・醤油・和菓・蠟燭・傘・砂糖・藍など、数多くの商品を納入させますが、武士にまともな商売が出来ずはならず、販売は大坂・江戸・堺・京都などの商人に依存するわけですが、御仕入方の利益は不明で、天保五年に益金一万両が前藩主に上納されていたり、同九年、江戸城普請の二万両を負担したりということが分るだけです。もともと、諸藩の例からも、藩専売制は財政にそれほど有効な政策でなかったことは確かです。

### 領国経済

なぜ、藩が不慣れな、しかも武士の立場からすれば、見下している商業に自ら参入していったのでしょうか。文化十年に橋本御仕入方が設置されたとき、「よそへ国益（紀州藩の利益）を取られるとも考えて」と書かれているように（『南紀徳川史』一一）、商業の利益が京・大坂・江戸の三都の商人に吸い上げられていることを問題視していたのです。あるいは、はつきりと自覚したのではないにせよ、このまま商業を進展させていくなれば、領国経済自体が崩れていくという危機意識も感じましたはず。

いしかえれば、藩領国を越え、三都の商人が介入することで発展していた商業を、三都商人を当面排除し、領国内の商人、それが望めないのなら藩自身が参入する形で商売を進めようというのが藩専売制の考え方です。藩の統制のもとで発展させようとしているとも考えられます。いわば後ろ向きな制度だったといえるでしょう。藩としては商業に対して、新しく税をかけるのではなく、このような形で取り組むことを選んだのです。ところが、専売制といえども、紀州藩の場合、販売にあたって商人に依存せざるをえないという矛盾した政策でもあるのです。

### 財政への貢献

税の網を本格的に商業にかけたのは明治になってからのことでした。それでも初めは、中世以来の伝統を持つ、負担能力を考慮しない営業税であって、所得税ではありませんでした。年に魚屋は八〇

銭、質貸は二円、米問屋は四円、紙屑問屋は二円などが決められました（『和歌山県史』近現代史料八）。

ところが、この藩専売制の限られた恩恵すら斉順時代の紀州藩は十分には受けられなかったのです。前藩主治宝が代替わりの際に、御仕入方を新藩主斉順に渡さずに、隠居後も引き続き支配したからです。御仕入方が正常に藩の勘定方のもとに戻ったのは、嘉永六年（一八五三）治宝没後のことでした。しかし、この年にはペリーが浦賀にあらわれたのですから、以後、藩は軍備にお金を注ぎ込まざるをえなくなり、結局、藩専売制のわずかな成果も財政再建に活用できないまま、紀州藩は明治を迎えるのです。

### 藩札発行

財政難打開策の一つに藩札を大量に発行するという方法があります。斉順の時期にも天保六年（一八三五）と同八年、文政札といわれる藩札が大量に発行されました。のち文久三年（一八六三）の調査によると、和歌山で出された藩札は四〇万八六〇〇両だったといえます。そのため藩札の価値が下落、藩札の回収が行われました（『和歌山県史』近世）。

藩札さえ発行すれば、財政が逼迫していても藩は物資を調達することができます。大量に発行することは藩には利益になりますが、藩札の価値が下落するため、領内の庶民や武士には損失となります。ただ、藩札の価値は下落するものの、幕府が発行し全国で通用している金貨幣（小判）の価値は変わりませんから、

金貨幣で借りている借財自体に変化は起こりません。現代の通貨や債券であれば、大量に発行すればその価値が減少するためほとんどの場合インフレになりますから、国の借財に債務を減少させる手段に使えます。「地域通貨」である藩札は大量に発行しても、その藩札が流通している領国で藩札自体の価値が下落するだけで、金貨幣自体には何の変化も生じません。藩札と金貨幣との連動性がないからです。これが藩札と現代の通貨との違いです。

### 債務不履行

財政再建策の奥の手です。斉順の時期の様子は分かりませんが、安永三年（一七七四）三井家は紀州藩への貸付金一万六千貫を不良資産として切り捨てました。同六年、紀州藩は鴻池家から一〇年賦利子付きで借りた五二八貫の返済を一五〇年賦無利子に変更しています（『和歌山県史』近世）。前者は債務不履行、後者も実質的には同様で、直接借財に債務を減額させることができます。損失は大名貸しだけにかかりますから、危機は庶民には及ばずにすみます。しかしこれは、財務体質が変わったわけではありませんから、危機が先送りされたにすぎません。こうして藩は財政悪を克服できないまま明治をむかえました。明治二年（一八六九）二月、藩は藩制改革を進め、それまで秘密であった「御勘定納払調別帳」を初めて公開、家臣に財政難の実態を知らせています（『和歌山県史』近現代一）。

（遊佐教寛）

収蔵資料の紹介⑨

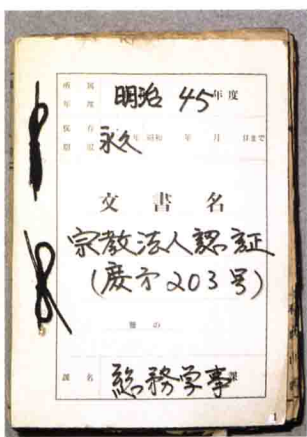
# 高野村神社整理二関スル一件

—明治四十五年度宗教学法人認証より—

知ることができます。

明治末年から大正初年にかけて、国の政策として神社合祀（神社整理）が実施されました。和歌山県は南方熊楠による合祀反対運動や、和歌山県統計書に見える急激な神社数の減少により、神社合祀が強行された県として注目されてきました。そして一般的には官庁による強制的合祀と氏子側の抵抗という見方が行われてはいますが、集落ごとの合祀執行過程の実態はほとんど明らかにはなっていません（県下の概要は『県史』近現代一をご覧下さい）。

当館が収蔵・公開する公文書「明治四十五年度宗教学法人認証」（写真）は、神社



合祀の実態を知ることができる数少ない資料の一つです。この簿冊に綴られた公文書は合祀を行った後の届出書が大半を占めますが、その中に表題に掲げた高野村（現在の筒香・富貴地区を除く高野町域）の神社合祀に関する公文書があります。この公文書から高野村で行われた神社合祀の、合祀政策を進める側の対応を

和歌山県は一町村に一神社を残し、その他の神社はすべて合祀するという姿勢で神社合祀に臨んでいました。しかし高野村は村域が広く、また山路が険しいため一村一神社の合祀は不可能であるとし、数大字に一社を残し合祀を行う方向になりました。しかし、明治四十二年十月二十六日、最終の関係者集會が開催され、高野山上に神社を勧請、その社名を高野神社とし、天野村に鎮座する高野山鎮守丹生都比売神社の境外摂社とすることで一村一神社の合祀協定が成立しました。

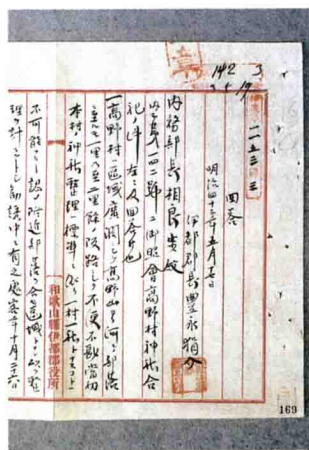
そしてこの協定は伊都郡長田納稔の「熱心ナル勧誘」「勧誘尽力ノ結果」によるものでした。

この協定は新たに神社を創建すること、高野村住民の氏神を他村（天野村）にある丹生都比売神社の境外摂社とするという点で異例であったようで、明治四十三年一月十七日に知事川上親晴は内務省神社局にあてて合祀の可否を尋ねています。二ヶ月半が過ぎた四月八日になって、神社局長井上友一から、高野村の神社合祀に関して、集落ごとの神社所在地と氏子区域ほかを調べ進達するよう照会がありました。四月二十一日、伊都郡の新郡長として就任（三月三十一日付）した豊永狷介が、この照会を受け取りました。合祀協定成立後の長期間の放置と、協

定を勧誘した田納稔の日高郡長への転出によって、この協定は破綻に向かいます。五月十七日、新郡長豊永狷介は県内務部長相良歩にあてた先の照会への回答のなかで、以下のような内容を記しています。氏子：高野山上への勧請は当初より丹生都比売神社摂社としてではない。摂社とするならば徹頭徹尾不同意。

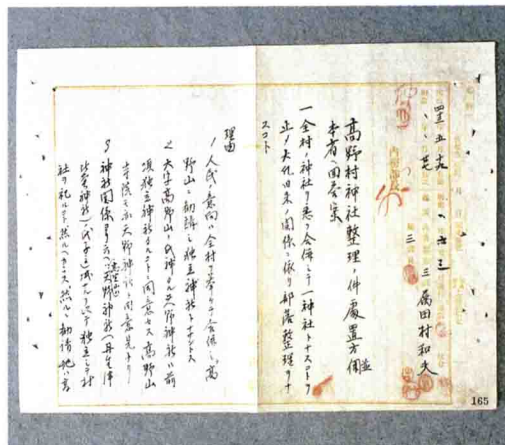
丹生都比売神社：自己の氏子区域内に独立神社を設置することには甚だ不同意。高野山寺院：丹生都比売神社の摂社となるならば拒絶はしないが、昔より関係の深い天野村との縁故を断つようなことには不賛成。

そして、高野山上に独立の神社を勧請するのは不可能、一大字一神社に合祀するほかはないと結論付けています（写真）。



報告を受けた県では、五月十九日にこの問題を処理するための策を講じます。それは①大字内での合祀を行うこと、②このため県職員を伊都郡に派遣、郡長と打ち合わせ、高野村に出張し関係者を召集し解決すること、③これらの処置終了後内務省へ回答すること、この三点でした。そして六月三日、内務省神社局長にあてて、高野村の神社合祀は地勢等を鑑みて再考しているので追って回答すると進達

したのでした（写真）。以後、高野村の大



字ごとの神社合祀が行われます。この公文書には大字杖ヶ藪・東又・湯川・西ヶ峰の合祀届も綴られています。

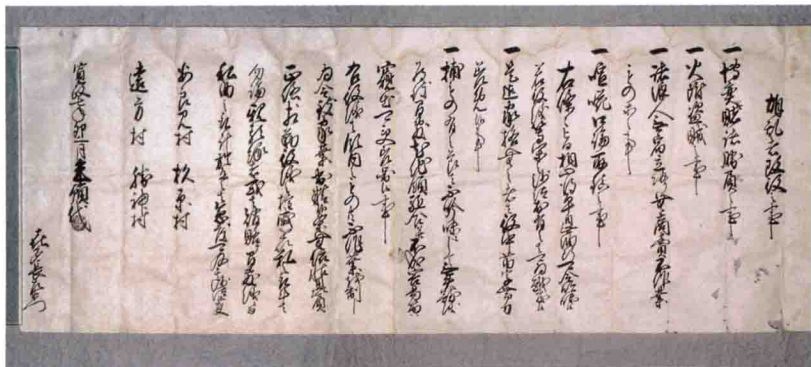
この一件からは、問題処理のための県職員派遣が「郡当局ノ面目ヲ保ツ」ため必要と判断されたように、伊都郡下の神社合祀は郡長の意向が強く反映していたことが伺えます。また神社合祀には、一村一神社に合祀することによって、部落割拠（各大字独立）の状態を、新たな地方行政単位の町村に統合するという意図があったことも指摘されています。高野村の場合、氏神の高野神社は高野山上に勧請が協定されました。これは新行政村（Ⅱ高野村）統合のために、中世以来の高野山の伝統を利用して決定されたと思われる。しかし神社合祀を協定させたこの中世以来の伝統は、一方で丹生都比売神社・高野山寺院の不同意・不賛成という形で、高野神社の勧請を妨げる一因ともなつたのです。（伊藤信明）

ケース展示の紹介  
うるんものあらため

胡乱者改に  
関する資料

今回は、近世(江戸時代)に紀伊国各地で現在の警察的な役目にあつた胡乱者改に関する資料を展示しました。

写真1の資料は、領有者側(この資料の場合は高野山役人)が作成して胡乱者改の喜多長左衛門に出したものです。前半は胡乱者改の具体的な職務について書きあげられていますが、後半最後には、



[写真1]

この役目の目的は領内住人のなまけ等を取り締り家業に励ませることであり、ひいきなく職務を正しくおこない、權威をかさに着た私的な、又は賄賂等による不正な取り計らいをすれば厳しく処分(裁断)する旨が書かれています。これに対し胡乱者改に任命された者からは、この内容に対する請書(誓約書)が任命者側へ出されました。喜多家にはその資料が残っていませんが、堀家には、熊野牛玉宝印の用紙に、遵守する旨の誓約文・年月日・署名・花押を書き血判を押した請書

(写真1解説文)

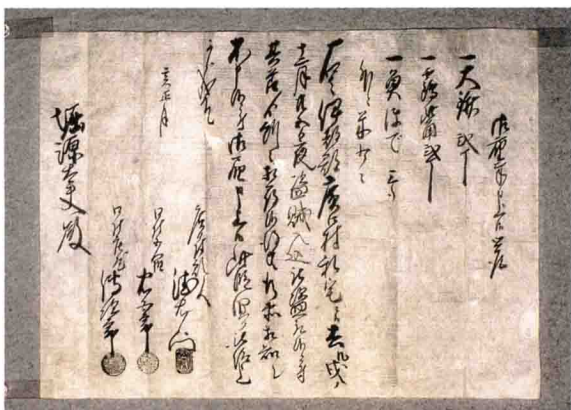
胡乱者改役之事

- 一 博奕并 賭諸勝負之事
- 一 火附盜賊之事
- 一 諸浪人無宿立帰り無商売不作業
- 一 もの等之事
- 一 喧嘩口論取鎮之事
- 一 右条々旨相心得平日無油断可令吟味候、若役儀等閑之沙汰於有之は可為越度候
- 一 是迄家格無之者は役中苗字・帯刀 差免候事
- 一 捕もの有之節は不吟味ニして無失難儀為致間敷尤他領駈合 并不成容易筋ハ 窺出可受差回候事
- 一 右役儀は領内之もの共不作業を制し 為令致家業出精候条、無依怙蟲貞
- 一 正路ニ相勤、役儀之權威を以私之取計は 勿論、親類縁者或は賄賂ケ間敷儀ニ而 私曲之取計於有之は、急度可及其沙汰候事

安良見村 杉原村  
遠方村 勝神村

寛政七年卯二月 年預代(印)  
喜多長左衛門

〈北一夫氏旧蔵文書ア、一番より〉



[写真2]

を提出した事を示す資料も残っています。胡乱者改にはその地域在住の地士や帯刀人の中から任命されることが多く、写真1の喜多長左衛門は地士、写真2の堀源大夫は任命時は御徒浪人という立場にありました。定員や職務内容は、時代や地域・領有者その他諸事情によって異なりますが、藩領の場合おおよそ一郡に一人が置かれ、郡奉行・代官の下、博奕・放火・盜賊・不審者・謀反人・喧嘩等を取り締まる役目にあつたようです。この下に組(紀州では一郡の中は更に組という行政区画に分けられていました。組はおおよそ二〇〇〜三〇〇村からなり、大庄屋が組下村々を統括していました)ごとに惣廻り、村ごとに非人番などが置かれ、治安を乱す者の取り締りにあつていました。なお、喜多家は高野山寺領の胡乱者改であつたため、担当範囲もその領地内であつたようです。

(写真2解説文)

御届奉申上候覚

- 一 大 銀 式丁
- 一 鶴 嘴 式丁
- 一 魚 口 三ツ
- 外 二米少々

右は伊都郡広口村私宅ニ而去ル戌ノ十二月廿五日夜盜賊入込被盜取候二付、其節より所々相尋候得共行衛相知レ不申候ニ付御届申上候、此段宜ク被仰上可被成下候

広口村願人 徳右衛門(印)  
同村五人組 忠五郎(印)  
同村庄屋 伝次郎(印)  
堀源太夫殿

〈堀家文書ア、七二、三番より〉

両家文書には、同様の届け書のほか犯罪人の手配書、詫び書、物廻りからの密書等も残っており、胡乱者改研究の重要な資料となっています。

(鎌田和栄)

和歌山市・御坊市・日高郡で  
民間所在資料保存状況調査始まる

文書館では、県内の個人のお宅や蔵、寺社等で保存されている記録類（古文書等）がどこに、どんな状態であるか（所蔵者と保存環境）を確認する「民間所在資料保存状況調査」を行っています。平成14・15年度の2年間は和歌山市と御坊市・日高郡で実施します。（調査は2年ごとに全県下で行い、既に海南市・海草郡、那賀郡、田辺市・西牟婁郡、新宮市・東牟婁郡では終了しました。）

平成7年の阪神淡路大震災の際、地元  
の古文書等の所在を把握できていなかった被災地では、長年伝えられてきた文書の多くが散逸してしまっただけでなく、その様な万一の災害が起きた場合等にすばやく対応できるように所在を確認し、また、保存状況も調査して、所蔵者に保存上のアドバイスを行います。調査結果は、今後の散逸や破損を防止し、さらなる未来へ伝えるための基礎資料とします。

調査は、各市町村の調査員が電話・訪問等により行いますのでご協力をお願いします。調査員は、身分を証明する「調査員証」を持っていますのでご確認下さい。

\*民間所在資料調査員

- |      |         |     |      |     |      |
|------|---------|-----|------|-----|------|
| 和歌山市 | 数豊・山本幾也 | 御坊市 | 清水静志 | 美浜町 | 尾浦浩巳 |
| 日高町  | 青山善樹    | 由良町 | 中西捷美 | 川辺町 | 中谷彰孝 |
| 美山村  | 今枝善生    | 龍神村 | 塩崎正高 | 南部町 | 山本賢  |
| 南部川村 | 後藤君和    | 印南町 | 橘榮一郎 |     |      |

第8回古文書講座開催

今年度の古文書講座は、7月27日から8月24日までの毎土曜日に、きのくに志学館で5回にわたって開催しました。受講者は、初級講座に78名、中級講座に39名の方が申し込み、猛暑の中、最後まで熱心に受講されました。

初級講座では、遊佐教寛当館嘱託研究員が「縁切り状」「宗門改め帳」を読みました。前者は江戸時代の離縁を証明するもので、受講者からは今と変わらぬ複雑な人間関係を窺うことができたとの声がありました。後者は明治時代に村の檀家の者が、キリシタンでないことを、寺院が証明したものです。それから家族構成も知ることができ、現在の戸籍の役割も果たしていました。受講者は村の一世帯毎の家族構成の一覧表を作成しました。中級講座では、藤隆宏当館文書専門員が「浦方文書」を、遊佐教寛当館嘱託研究員が「金剛・大峰修験道中諸掛い帳」を読みました。前者は江戸時代に日の岬沖で難破した廻船に對する浦方の救助を、後者は修験道中の道筋や支出を記録したものです。

古文書講座は、今年で8回目を迎え、皆さまのお陰で年々受講者が増加しております。今後、益々充実した講座にしたいと思っております。



参加者

文書館の利用案内

◇ 利用方法 ◇

- 閲覧室受付にある目録等で必要な資料、文書等を検索し、閲覧申請書に記入のうえ受付に提出してください。文書等利用の受付は閉館30分前までです。
- 閲覧室書棚に配架している行政資料、参考資料は自由に閲覧してください。
- 複写を希望される場合は、複写承認申請書に記入のうえ受付に提出してください。複写サービスは有料です。

◇ 開館時間 ◇

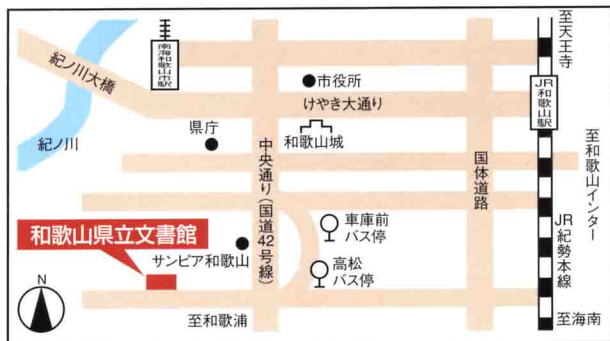
- 火曜日・金曜日 午前10時～午後6時
- 土曜日・日曜日 午前10時～午後5時
- 5月5日・11月3日 午前10時～午後5時

◇ 休館日 ◇

- 月曜日・国民の祝日（5月5日・11月3日を除く。ただし、その日が月曜にあたるときはその翌日）
- 年末年始（12月28日～1月4日）
- 館内整理日（毎月初日・1月5日・月の初日が月曜日ときは翌日も休館）
- 特別整理期間（毎年6月中旬に10日間）

◇ 交通のごあんない ◇

和歌山バス高松バス停下車徒歩約3分  
JR和歌山駅からバスで20分  
南海電鉄和歌山市駅からバスで20分



◇ ホームページアドレス ◇  
<http://www.wakayama.lib.go.jp> (きのくに志学館)  
<http://www.wakayama.lib.go.jp/KS/monjyo/montop.htm>  
 (和歌山県立文書館)

和歌山県立文書館だより 第11号  
 平成14年9月30日 発行  
 編集・発行 和歌山県立文書館  
 〒641-1005  
 和歌山市西高松一丁目七-三八  
 きのくに志学館内  
 電話 〇七三-四三六-九五四〇  
 FAX 〇七三-四三六-九五四一  
 印刷 株式会社 和歌山印刷所